

京都市告示第667号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市醍醐駐車場	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1 京都醍醐センター株式会社	令和3年4月1日 から令和7年3月31日まで
京都市嵯峨鳥居本町並み 保存館	京都市右京区嵯峨鳥居本仙翁町17番地 嵯峨野保勝会	同上
京都市醍醐交流会館	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1 京都市醍醐交流会館コンソーシアム	同上
京都市久我の杜生涯学習 プラザ	京都市伏見区久我東町216番地 久我の杜生涯学習プラザ管理運営協 議会	同上
京都市景観・まちづくり センター	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊 町83番地の1 公益財団法人京都市景観・まちづく りセンター	同上
京都駅八条口タクシー待 機場	京都市伏見区竹田向代町51番地の5 京都タクシー業務センター	同上
京都駅八条口貸切バス乗 降場及び京都駅八条口貸 切バス臨時降車場	東京都品川区西五反田二丁目20番4号 タイムズグループ	同上

(都市計画局都市企画部都市総務課)